

○越前町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成30年9月1日

告示第28号

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、越前町とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、対象者については、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、町長に日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて提出しなければならない。

2 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに調査表(様式第2号)を作成しなければならない。

(給付の決定)

第5条 審査の結果用具の給付を行うことを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)を、その申請を却下することを決定した場合は却下決定通知書

(様式第5号)をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2 町長は、業者の選択に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付するものとする。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により用具の給付の決定を受けた対象者の扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

(費用の支払)

第8条 扶養義務者は、用具を納付する業者に日常生活用具給付券を添えて、前条に規定する負担額を支払うものとする。

2 町長は、用具を納付した業者からの請求により、当該用具の給付に要した費用から前項に規定する扶養義務者が支払った額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

3 前項に規定する費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 町長は、前項に規定することに違反したと認める場合には、当該扶養義務者に対し、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第10条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常児介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきり状態にある者	褥瘡防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に

		調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2（第7条関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準	徴収基準
		月額	加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住	円 0	円 0

	帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1, 100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯） C1階層	2, 250	230
		所得割の額のある世帯 C2階層	2, 900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2, 400円以下 D1階層	3, 450	350
		2, 401～4, 800円 D2階層	3, 800	380
		4, 801～8, 400円 D3階層	4, 250	430
		8, 401～12, 000円 D4階層	4, 700	470
		12, 001～16, 200円 D5階層	5, 500	550
		16, 201～21, 000円 D6階層	6, 250	630
		21, 001～46, 200円 D7階層	8, 100	810
		46, 201～60, 000円	9, 350	940

	D 8 階層	0	
	60,001～78,000円	11,5	1,16
	D 9 階層	50	0
	78,001～100,500円	13,7	1,38
	D 1 0 階層	50	0
	100,501～190,000円	17,8	1,79
	D 1 1 階層	50	0
	190,001～299,500円	22,0	2,20
	D 1 2 階層	00	0
	299,501～831,900円	26,1	2,62
	D 1 3 階層	50	0
	831,901～1,467,000円	40,3	4,04
	D 1 4 階層	50	0
	1,467,001～1,632,000円	42,5	4,25
	D 1 5 階層	00	0
	1,632,001～2,302,900円	51,4	5,15
	D 1 6 階層	50	0
	2,302,901～3,117,000円	61,2	6,13
	D 1 7 階層	50	0
	3,117,001～4,173,000円	71,9	7,19
	D 1 8 階層	00	0
	4,173,001円以上	D1 全額	左の徴収 基準月額 の1 0%。た だし、そ の額が 8,56 0円に満
	9 階層		

				たない場 合は 8, 5 6 0 円
--	--	--	--	--------------------------

(備考)

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がな
いときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童
本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、
扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められてい

る直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は

免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号（第4条関係）

日常生活用具給付事業申請書（越前町小児慢性特定疾病児童等給付事業）

年 月 日

越前町長 様

申請者 住所
氏名 印
（給付対象者との続柄： ）
電話番号 - -

下記により日常生活用具給付を申請します。

なお、助成の決定にあたり対象者の扶養義務者の課税額について調査することに同意します。

対象者	氏名		男・女	生年月日		(歳)
	住所					
	疾病名					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	対象者に対する介護の状況	
給付を希望する理由						
現在の住いの状況		住宅 1自宅 2借家（貸主の諾否）	浴槽	1和式 2洋式 3なし	便器	1和式 2洋式 3携帯用
現在の介護の状況	入浴	1他人の介助が必要	排便	1他人の介助が必要	移動	1車椅子使用
		2清拭のみ		2便器(携帯用)使用		2他人の介助が必要(一部・全部)
		3入浴、清拭ともしていない		3自分でできる		3自分でできる
		4自分でできる				
給付(貸与)を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等		
給付(貸与)上特に希望する事項						
備考						

- (注) 1 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写しを添付すること。
2 申請者氏名については自署または記名押印とすること

様式第2号(第4条関係)

調査書 (越前町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業)							
1申請書受理番号及び年月日		番 号 年 月 日		②申請者 氏名		③対象者の続柄	
④ 対 象 者	氏名			男・女	生年月日 年 月 日生(歳)		
	住所						
	疾病名						
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏名	年 齢	対象者との続柄	課税状況			
				当該年度分町民税		前年分所得税	備考
				均等割	所得割		
				円	円	円	
⑥ 世帯区分	1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
⑦ 住いの状況	1自家 2借家 (貸主の諾否)	⑧ 給付後の介護の状況		1自力で入浴(排便)できるようになる 2給付しても他人の介助が必要 3給付しても入浴(排便)できない 4その他()			
⑨ 給付の必要の有無	1 有 2 無	⑩ 給付する(しない)理由					
⑪ 給付する用具(型)		⑫ 予定価格	円	⑬ 扶養義務者が支払うべき金額	円	⑭ 公費負担予定額	円
⑮ その他特記事項							
		年 月 日		調査員 職名 氏名 印			

様式第3号(第5条関係)

<p>第 号</p> <p>日常生活用具給付決定通知書 (越前町小児慢性特定疾病児童等給付事業)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(申請者) 様</p> <p style="text-align: right;">越前町長 印</p> <p>さきに申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。</p>					
給付番号	第 号		給付決定年月日	年 月 日	
対象者氏名			疾病名		
給付する用具名(含む形式、規模等)			納入業者名		
			納入業者の住所	(電話)	
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公 費 負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				

様式第4号(第5条関係)

日常生活用具給付券 (越前町小児慢性特定疾病児童等給付事業)					
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日		年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生 (歳)		
⑤ 居住地					
⑥ 保護者氏名		⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名 (形式、規模等)					
⑨ 価格	円	⑩ 扶養義務者が支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の住所		(電話)	
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期間	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日	
下記のとおり決定する 年 月 日 越前町長 印					
⑮ 業者の納付した日	年 月 日	⑯ 扶養義務者より受領した額	年 月 日	⑰ 受領業者名及び年月日	年 月 日 印
⑱ 用具受領保護者氏名			⑲ 検収者 印	職名 氏名	
⑳ その他特記事項					

(注) 本表は①～⑭⑱は町長 ⑮～⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第5号(第5条関係)

第	号
日常生活用具給付却下決定通知書（越前町小児慢性特定疾病児童等給付事業）	
年 月 日	
(申請者)	様
越前町長 印	
年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたのでご承知ください。	
(理由)	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)